

議案第五七号

三朝町清掃條例を次のように制定する

昭和三十年七月一日提出

三朝町長 坂田 雅

昭和三十年七月一日議決

三朝町議會議長 天野 茂

修正可決



三朝町清掃条例

(終 則)

第一条 清掃法(昭和二十九年法律第七十二号以下「法」と云う)及び
第二条 法第二項の規定に基く特別清掃地域(以下「特別清掃地域」とい
う)の塵芥の収集及び処分に関するては別に定めがあるもの、外条
例の定めるところによる。

(汚物の区分処理)

第二条

特別清掃区域内の土地又は建築物の占有者(占有者が不在の場合に
は管理者とする)以下「占有者」という)は、その土地又は建築物内の汚
物(以下「汚物」という)但し糞尿を除く)を掃除し、ごみ、燃え
がら、食物の残廃物を各別の適当なる容器に収集すると共に之が
処理を町長に委託せねばならない。委託書は様式一(但し適当なる
場所)に設備を有し、よく汚物を処分するものはこの限りでない。
ごみ、食物の残廃物を集積する容器には常に蓋を備え付けて雨水
の浸入を防止し、おかなければならない。
燃えがらの容器は危険の恐れのないものでなければならぬ。

(犬猫等の死体の届出)

第三条

占有者は、その土地又は建築物内の犬猫等の死体を自ら処分するこ
とが出来ないときは、遅滞なく町長に届出でなければならぬ。

(清掃の保持並びに塵芥蒐集区域)

第四条

占有者は、法第五条の規定により、便所及び汚物容器の周囲を常に
掃除し、汲取口に蓋を設け、消毒薬、昆布粉除菌剤を撒布する等の

方法により常に清潔を保つようにつとめなければならぬ

(特殊の汚物処理)

第五條 法第八條の規定により選搬又は処分を命ずる特殊の汚物は次の通りとする

- 一、有毒性物質を含むもの
- 二、甚しい悪臭を発生するもの
- 三、危険性を有するもの
- 四、前各号の外清掃作業を困難にするおそれのあるもの

(汚物取扱手数料の徴収)

第六條 所は法第二十條の定めにより汚物の収集及び処分に関し占有者から町長の発行する納額告知書により汚物取扱手数料(以下手数料

- 料という)を徴収する
- 二、前項の手数料は町長之れを決定し毎月毎にその月の十日迄に徴収する。転居その他の理由に依り一ヶ月に満たない場合に於ても徴収金は返納しない

(手数料の減免)

第七條 町長は次の各号の一に該当する者に対しては前条の手数料を減免することが出る

- 一、天災を受け支拂の不能者と認めたる者
- 二、生活保護法により生活扶助を受ける者
- 三、其の他町長が適当と認めたる者

(手数料の徴収基準)

第八條 第六條に定める手数料は特別の理由のある者を除く外左の算額

井原のつしぎ

を基準として手数料を徴収する	
一級 普通荘帯	一ヶ月 100円以上
二級 商工業者（事務所）等	一ヶ月 100円以上
三級 旅館、飲食店、会社等	一ヶ月 100円以上
四級 病院等	一ヶ月 100円以上

（清掃指導員の設置）

第九条 清掃法に定める環境衛生上に必要な指導を行はせるために清掃指導員を置く

第十條 清掃指導員は町吏員のうちから町長が任命する

この条例の施行に付いて必要な事項は町長が之を定める

附 則

この条例は昭和三十年七月一日より施行する

本条例に定める手数料の徴収は建設費増徴に限り並分の額を免除するものとする

市役所の事務

修正可決

を基準として手数料を定むる

一級 普通市役 一ヶ月 五〇円以上

二級 商工業者へ事務所へ 一ヶ月 一〇〇円以上

三級 旅館、会社等 一ヶ月 三〇〇円以上

四級 病院等 一ヶ月 一、〇〇〇円以上

(市役所事務の設置)

第九条 市役所法に定める環境衛生上に必要を指導を行はせるために清掃

指導員を置く

第十条 市役所法は町吏員のうちから町長が任命する

この条例の施行についで必要事項は町長が之を定める

附 則

この条例は昭和三十年七月一日より施行する。